平成２３年（フ）第６１７６号
東京都福生市加美平４丁目１　加美平住宅１―302
債務者　吉田喜代子
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１８０号
千葉県柏市南逆井３丁目２―10
債務者　嶋田　誠
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１８１号
東京都練馬区東大泉６丁目39―１―203
債務者　遠藤　晃
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１８３号
東京都世田谷区梅丘３丁目14―６
債務者　吉田奈緒子（旧姓松宮）
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０３５号
横浜市港南区野庭町600番地　野庭住宅12棟508号
債務者　坂本　ミキ
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０６２号
横浜市旭区今宿東町665番地
債務者　平野　瑞子
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６号
大分県豊後高田市草地428番地
債務者　山田　文子
1　決定年月日時　平成23年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月11日午前10時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第８８号
北海道河東郡音更町木野大通東14丁目４番地27
債務者　勝野　一美
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月14日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２１３１５号
東京都品川区戸越１丁目９―18
債務者　関口　勝昭
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月７日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２１９７号
東京都墨田区石原４丁目４―３―203
債務者　前田　香織（旧姓園田）
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月７日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９６０号
東京都中野区白鷺２丁目10―７―306
債務者　五十嵐惠子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月７日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９８１号
東京都練馬区石神井台５丁目26―13―201
債務者　大澤　一恵
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月７日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０４２号
東京都江戸川区南小岩８丁目５―19
債務者　澤井　信
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月７日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０４３号
東京都江戸川区南小岩８丁目５―19
債務者　澤井　千草
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月７日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０７４号
東京都杉並区高円寺南３丁目62―８―103
債務者　崎野　龍哉
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月７日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１９２号
東京都台東区根岸５丁目10―６―202
債務者　池田　成暁
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月７日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４３０９号
東京都板橋区弥生町36―９　栗原荘
債務者　大高　健一
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月７日午後４時
東京地方裁判所民事第20部